

自動車検査独立行政法人
中期目標期間業務実績評価調書

平成23年9月

国土交通省独立行政法人評価委員会

中期目標期間業務実績評価調書：自動車検査独立行政法人

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

中期目標項目	評価結果	評価理由	意見
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底 ① 不当要求防止対策の充実 職員の身分が非公務員に移行した後においても、暴力・威圧行為などの不当要求に対して、厳正かつ公正・中立に審査を実施できるよう、不当要求対策の充実を図ること。	S	○不当要求を防止するため、不当要求への対応についての自己点検、不当要求防止責任者の選任及び警察との連携強化、防犯設備の設置など各種対策を講じるとともに、不当要求への組織的対応を徹底する等による中期目標期間を通じた継続的な対策を実施してきた結果、<u>期末（平成22年度）の不当要求事案の発生状況は全国で292件となり、平成19年度の667件から56%減少している。</u> 以上のとおり、不当要求に対して未然防止も含めて各種対策を実施しており、その結果、不当要求発生件数が大きく減少していることから、優れた実績を上げていると認められる。	不当要求がめざましく減少しており、大幅な改善を実現していると評価。
② 新基準等に対応した審査方法等の整備 基準の制定、改正等がなされた場合には、必要な審査方法・体制を整備することにより、基準適合性の審査を適切かつ確実に実施すること。	A	○道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正等に対応して<u>16回にわたり審査事務規程の改正</u>を実施しており、必要な審査方法等の規程整備を行っている。 ○全国の指定整備工場に対して、規程の改正内容の周知徹底を図るために実施される講習会において検査法人職員が講師を務めている。 以上のとおり、着実な実績を上げていると認められる。	

③審査方法の改善

審査方法の統一を図るとともに、諸外国の検査方法等に関して諸外国の情報の積極的な収集、個々の職員からの改善提案などにより審査方法の改善に努めること。

S

< (ア) 審査事務規程の充実・明確化 >

○3次元測定・画像取得装置を用いた審査方法、電気自動車の電気装置に係る審査を図面等により実施する方法、消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることを確認する方法、灯光の色を色度計により審査する方法等について規定している。

○改造自動車の審査について、より厳格に実施するとともに、審査方法の全国的な統一を図るため、提出書類の見直しに加え二重チェックの採用等の見直しを行っている。

< (イ) 諸外国の知見の活用 >

○CITA総会及びアジア/オーストラレーシア地域会合に役職員を派遣するとともに、諸外国の調査を通じ、諸外国の行政機関等と自動車検査制度の動向や今後の方向性について情報の交換や提供を行っている。

○車載式故障診断装置を活用した検査方法や検査情報の情報提供手法等これら会議等を通じて得られた情報は、審査方法の改善に係る検討を行う上での基礎情報として活用を図っている。

○自動車基準認証国際化研究センター（JASIC）に設置されている検査整備制度調査部会に参加し、諸外国の検査整備制度に関する動向の調査等を行っている。

< (ウ) 職員による改善 >

○平成21年度から職員の業務改善に向けた取組を奨励・支援した結果、中期目標期間中を通じ全国で60件の業務改善に係る取組が行われている。このうち、特に優れた取組である7件については、理事長表彰を行っている。

○業務改善に係る取組を、全国で活用すべく、必要な措置及び改善を実施している。

○職員が改善提案等を容易に発信できるよう「NAVIポスト」として、常時提案を受け付けている。

以上のとおり、審査方法の全国的な統一を図るとともに、

人的教育、情報収集などソフト面での取組を評価。全体として大きな成果を上げていると評価。

		自動車技術の進展や新たな検査機器に対応した審査方法を規定するのみならず、諸外国の情報の積極的な収集・活用と職員による積極的な業務改善が行われており、優れた実績を上げていると認められる。	
④人材確保 厳正かつ公正な審査業務を実施するため、国と連携しつつ、最適な人材の確保に努めること。	A	○厳正かつ公正な審査業務確保のため、 <u>国等との人事交流を円滑に行いつつ</u> 、審査業務の質の向上が期待できる <u>最適な人材確保に努めている</u> ことから、着実な実績を上げていると認められる。	
⑤職員能力の向上 要員配置の見直し、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応すべく、職員に対する研修の充実などを図り、適正かつ円滑な業務の実施に努めること。	A	○職員能力の向上を図るため、 <u>職員の検査業務の習熟度や役職に応じて</u> 、検査技術、自動車技術、法令、不当要求対策、安全作業、マネジメント等の <u>研修及び自動車審査高度化施設の運用に特化した研修を実施するとともに</u> 、自動車技術及び行政の動向、検査法人の業務状況等を踏まえ、 <u>以下のような項目を追加し、研修内容を拡充</u> している。 ・電気自動車及び先進安全自動車（ASV） ・オパシメーター（ディーゼル自動車の粒子状物質等の計測機器）の測定等新たに導入された検査手法 ・悪質クレマーへの対応、不当要求者への対応（模擬訓練） ・ヒューマンエラーを考慮した安全作業、原因究明と安全対策 ・リスクマネジメント、部下職員のメンタルヘルス ・リコール制度 以上のとおり、法人を取り巻く種々のニーズ、業務状況等を踏まえ、研修内容の見直し・改善を積極的に図ることにより職員能力の向上に努めており、着実な実績を上げていると認められる。	基本になる部分なので、一層の充実を期待。

◎職員の意欲向上 職員表彰制度の充実を図るなど、職員の意欲向上に努めること。	A	○平成20年度に業務への取組意欲のより一層の向上を図るため、<u>多様な業績について表彰を実施できるよう見直しを実施している。</u> ○職員の意欲向上を図るため、以下のような<u>優れた業績が認められた職員19名、ワーキンググループメンバー20名、28事務所に対して表彰を行っている。</u> ・リコール事案の発見や不審事案等の発見に関する優れた業績 ・自動車審査高度化施設の操作指導及び改良に関する多大なる貢献 ・自動車審査高度化施設の改善に関する優れた提案 ・3次元測定・画像取得装置の運用に関する優れた改善提案 ・連続無事故を達成した事務所 以上のとおり、多様な業績について表彰を行うことにより職員の業務への意欲向上を図っており、結果としてリコール事案や不正事案の発見、連続無事故の達成に繋がっているため、着実な実績を上げていると認められる。	
---	----------	--	--

⑦内部監査の充実 内部監査をより効果的に実施し、業務の適正かつ円滑な実施に努めること。	S	○全事務所等の約6割である55事務所等への理事長巡視を実施し、ミッションの現場職員への周知徹底、リスクの把握・対応を行っている。 ○平成22年度よりWEB会議システムを新たに導入し、平成22年度に理事長巡視の対象とならなかった7事務所については、WEB会議システムを活用し、理事長と事務所職員との意見交換等により、ミッションの周知、リスクの把握・対応等を行っている。 ○各事務所等に対して、本部による計画調査・指導を82か所、無通告臨時調査・指導11か所、検査部による調査・指導を88か所実施し、審査業務実施にあたり、安全が確保されるべき事項等の指摘を行うとともに、安全作業に向けた独自の取り組みを評価し、職員の安全管理に関する意識の向上等を図っている。 ○管理業務の適正を期するため、本部による指導調査を16か所実施している。 ○調査・指導において改善が必要と認められた事項については、全国展開するとともに、研修・会議等において再確認する等、対策の徹底を図っている。 ○監事監査について、51か所で監査事項に対応した専門知識等を有する職員が補助を行っている。 ○理事会出席、アンケート・ヒアリング等により、理事長のマネジメントに関する事項について監事監査を受けている。 ○監事監査において把握された改善点については、規程に基づき理事長より監事に対し3ヶ月以内に対応を報告している。 以上のとおり、理事長による法人のミッションの周知徹底、リスクの把握・対応等が適切に行われているとともに、監事監査等で把握された改善点等の対応も適切に実施されており、内部監査の充実に関し優れた実績を上げていると認められる。	内部統制の運用の要となる内部監査の充実を行い、理事長のリーダーシップのもとに各階層の職員が参加するPDCAサイクルによる管理が業務の中で実践されている点は高く評価。
---	----------	---	---

(2) 検査情報の電子化等による検査の高度化 ① 新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止 新規検査や構造変更検査時に画像などの審査データを電子的に取得し、継続検査や街頭検査に活用する機器等について、中期目標期間内における全事務所への配備に向けて、順次導入するとともに、審査方法を改善することにより、不正な二次架装の防止に努めること。 審査結果を電子化し、国に電子的に審査結果を通知する機器等について、中期目標期間内における全事務所への配備に向けて、順次導入して適切に運用することにより、不正受検の防止に努めること。	S	<3次元測定・画像取得装置> ○「<u>3次元測定・画像取得装置</u>」については、平成21年度までに<u>全国への導入が完了</u>し、新規検査等において取得した車両の画像を今後の継続検査等で活用するため、国土交通省の自動車検査情報システムへ提供している。 ○取得した車両の画像を活用し、<u>2件の検査に係る不正事案を発見</u>している。 <自動車審査高度化施設> ○「<u>自動車審査高度化施設</u>」については、平成22年度までに<u>全国への導入が完了</u>している。 ○施設が導入された事務所等においては、<u>導入時期に応じ順次運用</u>している。 ○新たに同施設を導入した事務所の職員に対しては、<u>運用方法を習得するための特別研修を実施</u>し、また、通常の研修にも高度化施設に係る内容を組み込むことにより円滑な運用に努めている。 以上のとおり、3次元測定・画像取得装置及び自動車審査高度化施設を全国に導入し、順次運用を開始するのみならず、3次元測定・画像取得装置については実際に効果を上げており、優れた実績を達成していると認められる。
--	----------	--

②検査情報の有効活用 検査情報がリコール対策、基準策定及び整備事業者監査などの国土交通施策に有効活用されるよう、中期目標期間中に必要な機器及び審査方法等を整備すること。	A	○「3次元測定・画像取得装置」については、平成21年度までに全国への導入が完了し、新規検査等において取得した車両の画像を今後の継続検査等で活用するため、国土交通省の自動車検査情報システムへ提供している。 ○「自動車審査高度化施設」については、平成22年度までに全国への導入が完了している。 ○同施設が導入された事務所等においては、導入時期に応じ順次運用している。 ○新たに同施設を導入した事務所の職員に対しては、運用方法を習得するための特別研修を実施し、また、通常の研修にも高度化施設に係る内容を組み込むことによって円滑な運用に努めている。 以上のとおり、検査情報の有効活用を実施する環境を整えており、着実な実績を上げていると認められる。	得られた情報の今後の活用に期待。
③受検者への審査結果の情報提供 審査結果の電子化などにより、検査情報をユーザーに提供し、保守管理意識の向上に努めること。	A	○「自動車審査高度化施設」を全国に導入し、情報提供を実施できる環境を整備している。 ○利用者の方々に情報提供するための審査結果記録表（試行版）を作成し、平成21年度に国際オートアフターマーケットEXPO2010（アフターパーツ等の国際見本市）においてアンケート調査を実施し、それらの結果を踏まえて審査結果記録表の様式案を作成した。 以上のとおり、受検者に審査結果の情報提供を実施する環境を整えており、着実な実績を上げていると認められる。	利用者の理解を深めるため、もっと活用してはどうか。
④新たな審査方法の検討 審査業務の効果を向上させるため、新たな審査方法の調査検討を行うこと。	S	○車載式故障診断装置の排出ガス検査への活用については、次期中期目標期間中の導入を念頭に、海外調査を実施するとともに、国土交通省設置の検討会に積極参画しつつ、検査機器、検査手法等について、今後検討すべき課題を整理している。 以上のとおり、新たな排出ガス審査方法として、今後の車載式故障診断装置活用の導入に向け具体的な道筋を立てており、優れた実績を上げていると認められる。	故障診断装置の活発な活用期待。

(3) 受検者等の安全性・利便性の向上 ① 受検者等の事故防止対策の実施 受検者等の安全性を向上させることにより、中期目標期間終了時における受検者等の事故を平成18年度に比べて20%以上削減すること。	S	○検査場における受検者等の事故を防止するため、「安全衛生実施計画」の策定・徹底、マルチデスタ等の事故防止に有効な機器の導入、各事務所等における事故原因の分析とその結果に基づく再発防止策の検討、全国事務所での情報の共有等の取組を実施した結果、<u>期末(平成22年度)において、検査場での受検者等の事故は合計155件と平成18年度比30%減少</u>している。 以上のとおり、事故防止に取り組んだ結果事故件数の削減率は中期目標で定めた数値目標を大きく上回る事故削減の成果が得られており、優れた実績を上げていると認められる。	高齢者のユーザー車検が増加している所以对応が必要。
② 利用しやすい施設と業務運営 検査機器の更新等を進めることにより、中期目標期間終了時における検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成18年度に比べて20%以上削減すること。 また、受検者からの要望を的確に把握し、受検者にとって利用しやすい施設及び業務の運営に努めること。	A	<(ア) 施設・設備の適切な老朽更新等> ○故障発生の可能性が高く、その場合審査業務への影響度が大きい旧式の<u>検査機器の老朽更新を行っており、これら全てに音声誘導装置等を装備</u>している。この結果、検査機器の故障等による<u>検査コース閉鎖時間は、約3,071時間と平成18年度と比較して15%減少</u>している。 (中期目標では想定されていなかった、事故責任を有する受検者の修理費用の賠償能力に問題があった等の事由により長期化した、受検者との機器修理費用の負担交渉に要した時間を除く。) ○<u>一方、受検者との機器修理費用の負担交渉等に要した時間を加えると約4,153時間と平成18年度と比較して16%増加</u>しており、機器の老朽更新等によるコース閉鎖時間の縮減とは観点異なるが、受検者サービスの一層の向上のためにはこのような事由による閉鎖時間の縮減も必要である。このため、平成23年度においてこのように機器修理費用の負担交渉等によりコース閉鎖時間が増加することがないよう、事故責任を有する受検者の賠償能力に問題がある場合等の<u>事故処理に関する手続きを見直</u>している。 <(イ) 利用しやすい施設の整備> ○受検者が安全に利用できるよう、<u>更新した自動方式検査</u>	

機器には、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備している。

<（ウ）受検者の要望の把握>

○自動車検査場における審査業務について、サービスの向上や施設の改善に資するため、全国の主要な自動車検査場10か所において、受検者に対するアンケート調査を実施している。

○アンケート結果を踏まえ、受検者が危ないと感じた理由として多く挙げられていた検査コース上での受検車両の不測の後退等に対応するため、安全作業に関する研修を実施するとともに、受検者に車両降車時はPレンジにすることを注意喚起する表示器の開発等を実施している。

<（エ）国と連携した予約制度の運用>

○利用者の待ち時間の低減を図るため、国土交通省と連携して検査処理能力に応じた予約枠を設定するなど、適正な運用に努めている。

○利用者の利便性及び業務の効率等を向上させるため、パソコンに加え携帯電話からもインターネット操作による予約を可能とする等の新たな予約システムを平成22年12月から運用している。

○新たな予約システムの運用にあたっては、ヘルプデスクを設置するとともに、利用者の要望を踏まえ予約画面の見直し等を随時行っている。

○新たな予約システムは、空予約を抑制するシステムとなっており、従来に比べてより確実に希望する日時に受検することが可能となり、利用者の待ち時間の低減に寄与している。

以上のとおり、検査機器の更新等を進めることによって、コース閉鎖時間の目標を概ね達成するとともに、アンケート調査を通じた業務運営、予約制度の円滑な運用等受検者にとって利用しやすい施設及び業務運営を実施しており、着実な実績を上げていると認められる。

(4)自動車社会の秩序維持 ①不正改造車対策の強化 街頭検査等への重点化を踏まえ、国土交通省の要請に応じて、これに協力して中期目標期間中に街頭検査台数44万台以上を実施するとともに、効果的かつ効率的な街頭検査の手法を検討して、導入するなどの対策を施すことにより不正改造車の撲滅に努めること。	S	<(ア)街頭検査の強化> ○国土交通省及び各都道府県警察等の協力を得て、検査回数や1回当たりの台数の増加に努めており、<u>50万台の車両について街頭検査を実施し、目標値を13.8%上回っている。</u> ○街頭検査の内容についても、<u>深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「初日の出暴走」や最近社会問題化している「旧車会」メンバーの不正改造車に対する特別街頭検査</u>など、社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施している。 ○効果的・効率的な街頭検査を行うため、国土交通省と協力して、色度計を導入している。 <(イ)不正改造車対策の強化> ○<u>3つのカスタムカーショーに自動車検査官を延べ177名派遣</u>しており、保安基準に適合しないにもかかわらず、公道走行ができない旨の表示をしていない<u>展示車両612台に対して文書により注意喚起</u>している。 ○<u>カー用品販売会社46店舗に自動車検査官を延べ232名派遣</u>しており、保安基準に適合しないおそれのある<u>462件について、適切な表示等を行うよう注意喚起</u>している。 以上のとおり、街頭検査については、目標台数を上回るだけでなく、効果的な街頭検査の実施にも努めており、さらに不正改造車を排除するための啓発活動も実施しており、優れた実績を上げていると認められる。	人員が限られる中であるが今後も注力に期待。
--	----------	---	------------------------------

②その他国土交通施策への貢献 (ア) リコール対策への貢献 リコール対象車の早期発見のために自動車の審査における不具合情報を国に提供するとともに、リコール対象車の早期改修のために国の要請に応じて受検者への注意喚起を行うことなどを通じて、国と連携してリコール制度の円滑な実施に貢献すること。	S	○国土交通省におけるリコールに該当する不具合の早期発見、<u>迅速なリコールに役立つよう</u>、各事務所に対する周知徹底、業績表彰等を通じ、<u>日常の審査業務において、問題意識をもって審査を実施し、情報収集に努めている。</u> ○各事務所からの車両不具合情報を精査し、<u>その原因が車両の設計又は製作の過程にあると思われる情報37件について、国土交通省に対して車両不具合情報として報告を行っている。</u>また、<u>検査法人の指摘が発見の動機となったリコールが15件届出された。</u> 以上のとおり、保安基準適合性のみならず、リコールの早期発見という意識をもって日常の審査業務を実施しており、優れた実績を上げていると認められる。	注力に期待。
(イ) 盗難車両対策への貢献 車台番号の改ざん受検を発見することにより、盗難車両対策への貢献に努めること。	S	○自動車の盗難防止等に貢献するため、車台番号の改ざん等の事案について、<u>全国で情報を共有する等、精巧な改ざんにも対応</u>できるよう努めている。 ○<u>車台番号の改ざん等を826件発見</u>しており、国土交通省地方運輸支局等へ通報を行うとともに、連携を取って調査に協力している。その結果、盗難の疑いがある車両91台については国土交通省地方運輸支局等から警察への通報が行われており、その内、32台が盗難車であることが判明している。 以上のとおり、保安基準適合性のみならず、盗難車の発見という意識をもって日常の審査業務を実施しており、優れた実績を上げていると認められる。	盗難車の発見は高度なスキルであり、その継承が必要。 また、車台番号の発見を含め人の負担を減らすための支援データベースの構築、画像認識技術の活用等の検討も必要。

(ウ) その他の貢献 自動車検査独立行政法人の特性を生かし、国の施策に貢献すること。	S	○<u>春秋の全国交通安全運動</u>に参画している他、<u>不正改造車排除運動、点検整備推進運動及びディーゼルクリーン・キャンペーン</u>に参画しており、街頭検査を通じ審査業務に関する理解の向上に努めている。 ○<u>審査事務規程等自動車の審査に係る最新の情報や環境報告書をホームページに掲載</u>している。 ○審査業務及び検査の高度化の取組等について利用者等の理解を得るため、<u>アフターパーツ等の国際見本市の出展ブースにおいて資料の配布、上映及び説明</u>を行っている。 ○<u>検査法人のパンフレット及び業務紹介映像の英語版を作成</u>し、外国人利用者等に対して審査業務に関する理解を求めている。 ○<u>深夜街頭検査の実施結果等に関するインターネットによる広報</u>を実施している。 ○改造電気自動車の普及に対応するため、<u>国土交通省による電気自動車への改造に当たっての留意点の取りまとめに協力</u>している。 以上のとおり、利用者の審査業務に関する理解の向上のため最新の情報の発信に努め、また、社会的要請の高い深夜街頭検査に係る広報等を実施しており、優れた実績を上げていると認められる。	ホームページがどのように利用されているか等の情報の蓄積が利便性の向上に繋がる。
3. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)組織運営 ①要員配置の見直し 民間指定整備工場による指定整備率の向上に応じて、新規検査、街頭検査、ユーザー車検の受皿機能等に重点化することや、審査業務の電子化を推進することなどに伴い、業務量の変化を適切に把握し、事務所等毎の要員の配置計画を策定・実施することにより、要員配置の見直しを適切に実施し、効率的な業務の実施に努めること。	A	平成19年6月に策定した<u>検査要員の配置計画</u>（以下「要員再配置計画」という。）<u>に従って人員の削減</u>を行っており、着実な実績を上げていると認められる。	

②審査手数料の収納体制の整備 審査手数料の徴収にあたっては、受検者の利便性の低下を招かないよう、体制を整備すること。	A	○平成20年1月からの審査手数料の納付方法の変更にあたり、適切に事前周知を図ること等によって、<u>新たな収納体制を混乱が生じることなく立ち上げ、その後円滑な運営を維持している。</u> ○<u>自動車審査証紙</u>による審査手数料の収納方式を採用し、この販売を自動車検査登録印紙の売りさばき人に委託し、<u>国の印紙と同一の窓口で販売することによって</u>、受検者の利便性の低下を招かないよう措置している。 ○<u>自動車審査証紙の発注、発送、在庫管理等を本部で一元的に行う効率的な業務執行体制を整備</u>しており、受検者ニーズに合わせて迅速かつきめ細かな対応をしている。 以上のとおり、受検者の利便性の低下を招かないよう新たな収納体制を適切に整備・運営しており、着実な実績を上げていると認められる。	
(2)業務運営 ①一般管理費及び業務経費の効率化目標 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に4を乗じた額。）を4.5%程度抑制すること。 また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に4を乗じた額。）を1.5%程度抑制すること。	S	○全国的に調達可能な役務や物品については本部で一括調達しているとともに、出張におけるバック商品等の利用促進、コピー用紙の両面使用等により経費削減を図っている。 ○予算の執行状況を踏まえ、四半期毎に配賦額を調整することで経費の抑制を図るとともに、検査機器関連消耗品の在庫管理の徹底により経費削減に努めている。 ○システム最適化によりPCネットワークシステムの回線利用料等の経費を削減している。 ○これらにより、<u>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）は、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額から66%程度抑制した。</u>また、<u>業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）は4.8%程度抑制した。</u> 以上のとおり、一般管理費及び業務経費の効率化を図っており、優れた実績を上げていると認められる。	

②随意契約の見直し 国における見直しの取組み「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。)等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ること。	A	○平成21年11月閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、契約監視委員会において点検・見直しを実施しているとともに、新たな随意契約の見直し計画に基づき、<u>真にやむを得ないものを除き、一般競争入札に移行することとしている。</u> ○<u>公告期間の延長、業界新聞等を通じた周知等</u>により、応札者の増加に努めている。 ○平成19年12月閣議決定「公共サービス改革基本方針」に基づき、中央実習センターの管理・運営業務と自動車検査用機械器具の保守管理業務について民間競争入札を実施しており、随意契約の縮小に努めている。 以上のとおり、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図っており、着実な実績を上げていると認められる。	
③資産の有効活用 検査法人の保有する施設について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うこと。	A	○<u>中央実習センターについて、自己収入の増加を図る等の観点から、より一層の効率的な活用を促進するため、二部施設を業務に支障のない範囲で貸出できるよう措置を講じている。</u>また、貸出を促進するためにホームページへの掲載等を実施している。 ○将来的な自己収入の増加を図る観点から、<u>食堂施設の一般利用を促進するため、一般利用が可能な旨について、掲示等による外部への広報</u>を行っている。 以上のとおり、自己収入の増加を図る等観点から、施設の一層の有効活用するための措置を講じており、着実な実績を上げていると認められる。	

(3)主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、主要な業務・システム(年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上)に係るシステム構成及び調達方式の抜本的な見直し並びに最適化計画の策定を行うため、国の行政機関の取組に準じて、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る観点から、平成19年度末までのできる限り早期に最適化計画の策定を行うとともに、策定した最適化計画を速やかにインターネット等により公表し、実施すること。	A	○平成20年3月に主要な業務・システム(年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上)である「<u>PCネットワークシステム</u>」に関する最適化計画を策定し、<u>インターネットにより公表</u>している。 ○この最適化計画に基づく「WAN回線」、「LAN・サーバ」、「システム運用管理業務」及び「メールシステム」等の最適化については、<u>平成21年度までに完了</u>している。 以上のとおり、着実な実績を上げていると認められる。	
4. 財務内容の改善に関する事項 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図ること。 特に、審査手数料の自己収入化に伴い、検査法人の経営責任が高まることから、従来にもまして、適切な予算、収支計画及び資金計画を策定し効率的に運営するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ること。	A	○<u>予算をもとに計画的に執行</u>されており、着実な実績を上げていると認められる。	
5. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1)施設及び設備に関する計画 基準適合性審査業務の確実な遂行のため、審査施設の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めること。	A	<u>計画的に執行</u>されており、着実な実績を上げていると認められる。	

(2)人事に関する事項 業務の縮減・重点化に応じた全体の要員規模及び要員配置計画の的確な見直しを行い、人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成22年度までにおいて、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うこと。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。	A	○平成19年6月に策定した要員再配置計画に従って人員の削減を行っている。 ○役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系となっており、<u>国家公務員の給与水準に照らし適切（平成22年度のラスパイレス指数95.3）</u>なものとなっている。 以上のとおり、着実な実績を上げていると認められる。	
--	----------	---	--

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

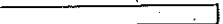
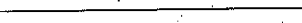
中期目標期間業務実績評価調書：自動車検査独立行政法人

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：26項目）

（26項目）

SS	0項目	
S	11項目	
A	15項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（中期目標の達成状況）

- ・検査法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施するため、組織を挙げて不当要求の防止に取り組み、その発生件数が中期目標期間中に半減する等の効果を上げている。また、多様な業績、業務改善に係る取組について表彰する等によって職員の意欲向上を図るとともに、研修内容について法人を取り巻く種々のニーズ等を踏まえて拡充し、職員能力の向上を図っている。さらに理事長巡視の実施等を通じ、法人のミッションの周知徹底、リスクの把握・対応等を行っている。
- ・不正な二次架装及び不正受検の防止等を目指して、3次元測定・画像取得装置を運用し、国土交通省の自動車検査情報システムに本装置で取得した画像の提供を行うとともに、取得した車両の画像を活用し、2件の検査に係る不正事案を発見している。また、自動車審査高度化施設を全国に導入し、導入時期に応じで順次運用している。
- ・受検者等の安全性を向上させるため、各種安全対策を実施することにより、中期目標期間中の事故削減目標を大きく上回って達成している。
- ・この他、街頭検査については、目標台数を大きく上回るだけでなく、深夜街頭検査、特別街頭検査等効果的な街頭検査にも努めている。また、リコール対策や盗難車両対策に貢献するという意識をもって日常の検査業務を実施するとともに、不正改造車撲滅のための啓発活動等も積極的に実施している。
- ・業務運営については、一般管理費と業務経費の大幅な抑制を行うなど効率的に実施している。
- ・以上のとおり、検査法人の業務は中期目標期間中において着実な実績を上げてしていると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・中期計画期間中に導入した「3次元測定・画像取得装置」及び「自動車審査高度化施設」について、次期中期計画期間中において円滑な運用を実施することが必要。また、これら施設を活用して検査情報の有効活用、受検者への審査結果の情報提供の取組を進めることが必要。
- ・自動車技術の進展等に応じて、これまでの調査結果等を踏まえて、審査方法を改善していくことが必要。
- ・車検場における事故件数は、減少傾向にあるが、今後は、人身事故について更に削減すべく対策が実施することが必要。
- ・独立行政法人であることを念頭に、リコール対策、盗難車両対策、不正改造車排除のための啓発活動等、国土交通省の施策により一層貢献することを期待する。

（その他）

総合評定

（SS, S, A, B, Cの5段階）

A

（評定理由）

（項目別評点の最頻値）